

墨田区地域生活支援拠点等認定申請チェックリスト(記入し、申請書に添付)

※届出機能のうち記述欄がある部分は必ず記入してください。

機能	対象事業所	項目	チェック欄
各機能に共通する基本要件①～⑦	全事業所 裏面「地域生活支援拠点等の整備について」参照。整備目的・機能等を確認すること。 「各機能に共通する基本要件」はすべての項目番号にチェックが必要	① 地域生活支援拠点等の整備の目的・機能について理解していること(※のとおり)	<input type="checkbox"/>
		② 墨田区地域自立支援協議会等への拠点等として報告、計画・区のホームページへの記載等、住民に周知されることを理解していること	<input type="checkbox"/>
		③ 障害福祉サービスを1年以上継続して実施していること	<input type="checkbox"/>
		④ 地域生活支援拠点部会への実施状況の報告、参加等、当該部会との適切な連携を図ること	<input type="checkbox"/>
		⑤ 基幹相談支援センターと適切な連携を図ること	<input type="checkbox"/>
		⑥ 拠点関係機関との連携及び調整に従事する連携担当者を1名以上配置していること 連携担当者の氏名 []	<input type="checkbox"/>
		⑦ 事業所の運営規定に拠点等事業の機能を規定していること(指定権者に運営規定の変更届を提出済みであること)	<input type="checkbox"/>
相談	計画相談支援、障害児相談支援	① 担当する利用者のうち緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、緊急時に備えた相談支援を行っている。	<input type="checkbox"/>
		② 常時の連絡体制を確保している。 常時の連絡体制確保方法を記入 []	<input type="checkbox"/>
		③ 緊急時の対応を依頼できる短期入所事業所等と連携体制がとれていること 短期入所事業所等の名称と事業所の連携担当者氏名を記入 []	<input type="checkbox"/>
		④ 緊急時対応を含む多岐にわたる相談に対応できるよう相談支援の資質向上に向けた取組を行うこと。	<input type="checkbox"/>
緊急時の受け入れ・対応	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 自立生活援助 地域定着支援 短期入所 生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 地域移行支援 施設入所支援	① 契約している利用者について、緊急時の受け入れ・対応要請に積極的に対応していること 常時の緊急受入体制等の確保方法を記入 []	<input type="checkbox"/>
		② 契約利用者のうち、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握していること 個別支援計画等に明記している、あるいは指定特定相談支援との連携により把握している。	<input type="checkbox"/>
		③ 常時の連絡体制を確保していること 常時の連絡体制確保方法を記入 []	<input type="checkbox"/>
		④ 契約している利用者以外の方についても、緊急時対応の依頼があった場合は、可能な限り対応を行うこと	<input type="checkbox"/>

裏面に続く⇒

機能	対象事業所	項目	チェック欄
体験の機会・場	施設入所支援 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 地域移行支援	① 障がい福祉サービスの利用や1人暮らしの体験の機会・場の提供を積極的に行っている。	<input type="checkbox"/>
		② 日頃から相談支援事業所等との連携体制の構築に努めている。	<input type="checkbox"/>
専門的人材の確保・養成	計画相談支援 障害児相談支援 自立生活援助 地域移行支援 地域定着支援	① 計画相談支援及び障害児相談支援について、機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している。	<input type="checkbox"/>
		② 計画相談支援及び障害児相談支援と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービスを同一の事業所で一体的に運営していること又は地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営している。	
		③ 拠点コーディネーターを常勤専従で1人以上配置している。	

地域生活支援拠点等の整備について

参照

地域生活支援拠点等の整備の目的

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害児者やその家族の緊急事態に対応を図る、地域生活障害者が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担う。具体的には、以下の機能について、複数の拠点関係機関が分担して担うこととする。

機能	内容
相談	平時から緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能